

新幹線電車 実施基準規程等の変更について

平成 27 年 3 月 31 日

関 西 支 社

新幹線電車（交番検査）の検査周期延伸に向けて、テストカーでの走行試験を先般実施したところであるが、その結果に問題がないことが確認できたことから、交番検査の周期に関する規程について、下記の通り変更を行う。

記

1. 対象規程

新幹線電車整備実施基準規程、新幹線電車整備取扱細則

2. 変更内容

検査種別	現行	変更後
交番検査	30 日又は 3 万キロを超えない期間	45 日又は 6 万キロを超えない期間

3. 対象車両

700 系、923 形以外の車両

4. 施行時期

平成 27 年 4 月 1 日

5. その他

- ・新幹線電車整備実施基準規程の変更については、3 月 23 日に中部運輸局へ届出を行った。
- ・交番検査の周期延伸実施時期および周期延伸後の検査体制は、成案が得られ次第別途提示する。

以 上